

肝付町映像作品撮影事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、肝付町補助金等交付規則（平成17年肝付町規則第26号）第24条の規定に基づき、肝付町映像作品撮影事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 町は、町内における映画、テレビ番組及びCM（以下「映像作品」という。）の撮影の誘致を促進することにより、本町経済の活性化を図るとともに、当該映像作品の撮影を通じて本町の観光資源の紹介及びイメージアップを図り、本町の知名度の向上及び本町への観光誘客につなげるため、町内ロケに要する経費を支援する。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たすものとし、町は、次条に規定する補助事業者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 劇場公開の映画並びに全国放送又はこれに準ずる放送エリアのテレビ番組及びCMであり、原則としてテレビ番組にあつては30分枠以上、CMにあつては累計放送時間30分以上であること。
- (2) 肝付町内においてロケを行うこと。
- (3) 補助事業によって本町のPR、観光集客、経済効果等観光振興又は地域の活性化に資すると認められるものであること。
- (4) 映像作品の内容が公序良俗に反する等社会的非難を受けるものでないこと。
- (5) 映像作品の内容が政治的目的又は宗教的目的を有するものでないこと。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、映像作品を制作する法人又は団体（任意団体にあつては、適正な会計処理が可能と認められるものに限る。）とする。

(補助対象経費及び補助率並びに補助金の額)

第5条 補助対象経費及び算定基準並びに補助金の額は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、肝付町映像作品撮影事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、事業開始30日前までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画（実績）書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 町長は、補助事業者により前条第1項の規定による申請がなされたときは、肝付町映像作品撮影事業費補助金審査委員会の審査を経て、適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、その旨を肝付町映像作品撮影事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該交付申請書を提出した補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の内容変更)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた補助事業の内容について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、肝付町映像作品撮影事業変更承認申請書（様式第5号）

を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助目的の達成に支障を来すこととなる事業計画の変更
- (2) 事業内容の重要な部分に関する変更
- (3) 交付決定額を増額又は20パーセントを超えて減額する場合
- (4) 補助事業の中止又は廃止

2 前項の承認は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの当該各号に掲げる通知書により、当該補助事業者等に通知するものとする。

- (1) 当該変更により補助事業の事業費に変更を生じている場合 肝付町映像作品撮影事業費補助金変更交付決定通知書（様式第6号）
- (2) 前号に掲げる変更以外の変更を生じている場合 肝付町映像作品撮影事業費補助金事業計画変更承認通知書（様式第7号）

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して60日を経過した日又は各年度末のいずれか早い期日までに、肝付町映像作品撮影事業実績報告書（様式第8号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画（実績）書（様式第2号）
- (2) 収支精算書（様式第9号）
- (3) 領収書、受領証等支払いを証明するものの写し
- (4) 台本など作品の概要がわかるもの
- (5) 前4号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の実績報告書を受領したときは、関係書類の審査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、当該交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 前項の通知は、肝付町映像作品撮影事業費補助金交付確定通知書（様式第10号。以下「確定通知書という。」）によりこれを行うものとする。

（補助金の交付の請求）

第11条 補助事業者は、確定通知書を受領したときは、補助金の交付の請求をすることができる。

2 補助金の交付の請求しようとする補助事業者は、町長が別に指定する請求書に、町長が必要と認める書類を添えて、町長に請求しなければならない。

（遂行状況の報告等）

第12条 町長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。